

よくあるお問い合わせ 緊急支援金(飲食店)

【令和2年5月14日更新】

<制度関係について>

Q1 1つの法人(もしくは1個人事業主)で2つ以上の飲食店を有しています。施設の数に応じた緊急支援金(飲食店)の支給を受けることができますか？

A 1つの法人(1個人事業主)で1つの申請になりますので、飲食店を複数有していても施設の数に応じて緊急支援金を支給することはできません。

Q2 今後支給予定の「感染症拡大防止協力金(仮称)」と重複して申請することはできますか？

A 重複して申請することはできません。

Q3 民宿で食事付きの宿泊を提供しており、飲食店営業許可証(旅館)を取得していますが、緊急支援金の対象となりますか？

A 宿泊者に限って食事を提供している場合は、宿泊に付随するサービスの一つとしてとらえ、今回の飲食店を対象とする緊急支援金の支給対象とはなりません。

一方、通常の営業において、普段から宿泊者以外の外部客も対象に、飲食店として飲食の提供を行い、その飲食部門の売上の減が帳簿等で確認出来ることなど、申請要件を満たす場合は支給対象となります。

<申請関係について>

Q1 個人事業主の整理番号について、何を記載すればいいですか？

A 個人事業主の整理番号については、税務署から送付される確定申告書類に記載されておりますが、事業主側が把握している場合に記載してください。

税務署に確認する必要はございません。

※把握していない場合は空欄でも申請可能です。

Q2 「店舗等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類」は令和2年1月以降のものとのことですが、1月以降の毎月分が必要ですか？

A 令和2年1月以降のいずれかの月で、電気・水道・ガスのいずれか1つで構いません。

<電子申請について>

Q1 電子申請はスマートフォンからでもできますか？

A 申請可能です。

Q2 電子申請において使用文字の制限はありますか？

A 数字のみの項目は、全て「半角」、文字入力の項目は、全て「全角」で入力
(例)郵便番号、電話番号は「半角」、名称・住所等は「全角」で入力して下さい。
住所の数字も、全て「全角」

Q3 電子申請を間違って送信したが、申請修正・取下げはできますか？

A 修正・取下げ可能です。申請後に届く受付完了メールに、「修正・取下げ」方法が
記載されていますのでそちらをご参照ください。

Q4 電子申請について、確実に届いているか確認できますか？

A 受付完了メールを確認して下さい。
申請後に受付完了メールが届いていたら、問題なく受付されています。